

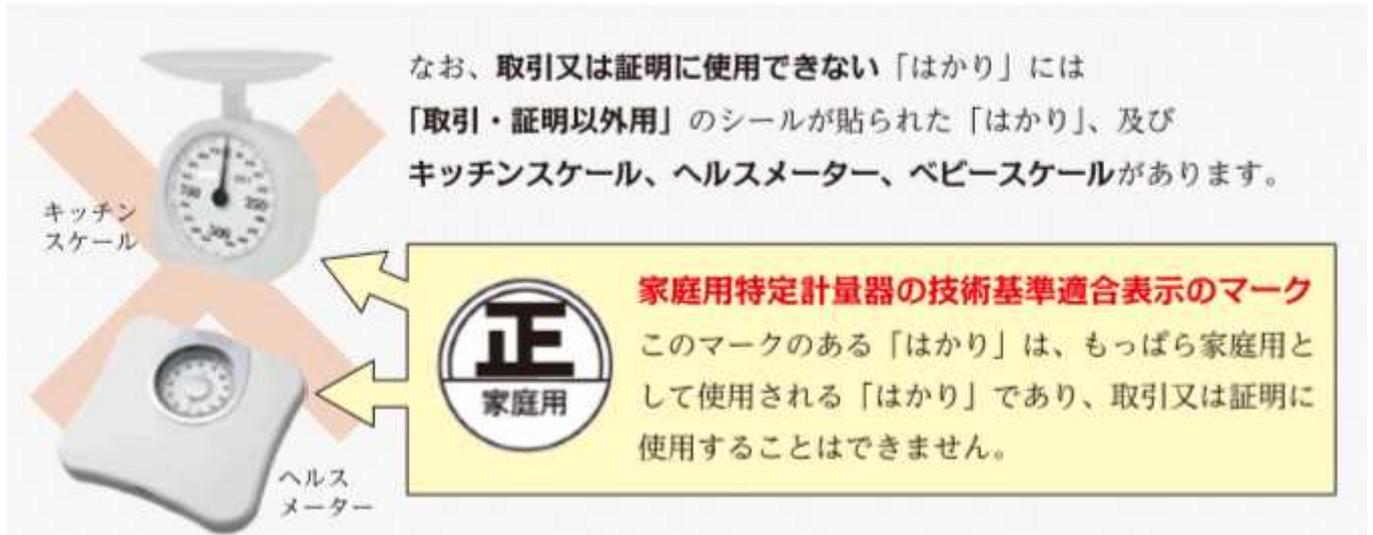
「はかり」を 取引又は証明に使用するには！

取引とは、有償・無償を問わず物又は役務の給付を目的とする業務上の行為

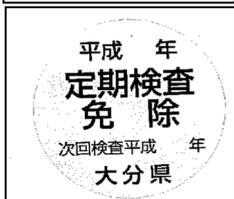
証明とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明する場合

例：学校での健康診断での体重測定など

検定証印又は基準適合証印が付されている「はかり」を購入しましょう。
「はかり」に次のマークがあるか確認してみましょう。



「取引」や「証明」に使用されるはかり（非自動はかり）は特定計量器の一種で、使用中の精度を確認するために、2年に1回都道府県、もしくは特定市が行う定期検査、又はこれに代わる「計量士による検査（通称「代検査」）」を受検することが計量法で義務付けられています ※検査手数料が必要になります。



新しくはかりを買い換えられた方についても、定期検査が免除であるかを確認しますので、お手数ですが検査会場までご持参願います。（手数料は不要で、確認後、免除ステッカーを貼付します）

定期検査を受検しない者は「50万円以下の罰金」、検定証印等のない「はかり」を取引・証明に使うなど〔計量法第16条（使用の制限）〕した者は「6ヶ月以下の懲役若しくは50万以下の罰金」に処するとの定めがあります。